

令和二年度第八回（十月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和2年度諫早市農業委員会 第8回総会議事録

1 開催日時 令和2年10月28日(水) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時40分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (20人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 中川一範 8番 松尾正晴 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 11番 中島康範 12番 松本秀徳

13番 陣野昭則 14番 山口廣三 15番 澤久 進

16番 周防克己 17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (0人)

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第6号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

第7号 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件

第8号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地改良届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

れており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に25年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,676㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,649㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや普通トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に51年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、593㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,367㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。6番、多良見地区、多良見町野副の農地2筆、2,121.64㎡について、貸借していた農地の贈与を受け、農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は9,995.04㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや普通貨物車等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に67年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありま

すので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。7番と8番は、譲受人が同一の案件です。
7番、森山地区、森山町田尻の農地8筆、4,856㎡、
8番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、960.64㎡、

計9筆5,816.64㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は5,816.64㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、また、農業に3年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。9番、小長井地区、小長井町田原の農地1筆、972㎡を耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,024㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周

辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番については、9月に申請がありましたけれども、所在の再確認のために取下げの申出があり、確認が取れたことから今月改めて申請があったものです。農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番と2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 2番については、計画どおり耕作しているのかの確認と指導を地区の委員さんをお願いします。

議 長 次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、なす、ほうれん草を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 3番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、4番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、生姜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ、さつまいも等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 5番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、6番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 6番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、7番と8番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 7番と8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、さつまいもを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

- 議 長 7番と8番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、9番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、さといも、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 9番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。
 (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
 1番、小長井町小川原浦の田3筆、計4,066㎡について、3,000㎡以上の造成を行う農地改良工事で一時転用の申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地は、これまで水田として利用していましたが、灌漑水が不足し水稻栽培が難しいことから、既存石積の一部を嵩上げし、最大0.6mの盛土を施す改良工事によって畑とするものです。工事完了後は大根を作付する計画です。雨水は自然流下、隣接する農地はありません。資金については通帳の写しで確認しています。議案第2号については、以上となっております。
- 議 長 1番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 1番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- 委 員 農地改良届出ではなく転用申請となるのは何故ですか。
- 事 務 局 今回の件は、3,000㎡を超える農地改良であるため農地改良届出ではなく、一時転用の申請となります。

- 議 長 ほかにご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- （議案第3号）
事 務 局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
- 1番、本明町の田1筆、397㎡の農地について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は贈与。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、盛土を最高0.62m、切土を最高0.55m施し、隣地境界との間に擁壁を設けます。建物は木造二階建ての住宅を建築し、雨水については水路へ、汚水等については農業集落排水へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。
- 2番、本明町の田1筆、685㎡について、駐車場用地24台分とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人は地縁団体である本明町自治会で、隣接する町民グラウンド用の駐車場として整備するものです。雨水は水路へ放流し、造成計画については、盛土を最高1m施し、土砂が流出しないよう土留め工事を行います。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。
- 3番、川内町の畑1筆、278㎡の農地について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については農地全体の広がりがある第1種農地と思われませんが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、造成はなく現状のまま利用し、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。
- 4番、貝津町の登記地目が山林、課税現況地目が畑となっている農地2筆、計185.26㎡について、分譲住宅用地6区画分とする転用申請です。契約は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第3種農地に該当します。転用の目的が造成のみの宅地分譲は原則許可できませんが、本申請は申請人が一般社団法人であることから例外的に申請が可能となります。被害防除計画ですが、現状のまま利用します。申請地周辺の一部に既存のコンクリート擁壁があるため、それを利用し土砂の流出を防ぎます。雨水は申請地内に新たに側溝を設け、既存の側溝へ接続します。汚水等は合併浄化槽を設置する予定です。隣接する農地

所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項の開発許可については、令和2年9月28日付で許可済となっております。

5番、小豆崎町の畑1筆、907㎡について、農業用倉庫2棟を建築し農業用施設とした追認の転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については農地全体の広がりがある第1種農地と見られますが、農業用施設への転用であるため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、平成10年4月頃に農業用倉庫2棟を整備し、許可なく施設を整備したということで顛末書の提出がなされております。雨水は自然流下、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。

6番、多良見町中里の田10筆の合計2,779.84㎡を特定建築条件付土地とする申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、木造2階建の住宅を建築する予定で、造成については盛土を最高1m施し、隣地境界との間に擁壁を設けます。雨水は水路へ、汚水については公共下水道へ接続、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可申請中です。

7番、多良見町舟津の田1筆、447㎡について、農業用施設とした追認の転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は使用貸借権設定永久、農地の立地基準については出張所から概ね300m以内にある農地であるため第3種農地に該当しております。申請地ですが、借人が昭和46年の構造改善事業で、もみすり場、農業用倉庫を整備し、その後、平成16年にながさき「食と農」支援事業で、もみすり場を建て直したという経過があります。本来であれば転用申請しなければならなかったのですが、申請がなされず現在まで至っております。雨水は自然流下で、隣接する農地はなく、許可なく施設を整備したということで顛末書の提出がっております。本件における追加の資金はありません。

8番、森山町上井牟田の畑1筆、448㎡の農地について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、造成計画については盛土を最高1m施し、石積工及びコンクリートによる土留め工事を行うことで被害の発生を防ぎます。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

9番、森山町下井牟田の田及び畑2筆、計643.12㎡の農地のうち通路等を除く有効利用面積432.46㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造二階建ての住宅を建築し、造成計画については現状のまま利用し、雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ接続します。隣接する農地所有者

等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

10番、飯盛町野中の田7筆、計2,275㎡を特定建築条件付土地とする申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、木造2階建の住宅建築を予定し、造成については盛土を最高1.25m、切土を最高0.25m施し、隣地境界との間に擁壁を設けます。雨水は申請地内に道路側溝を設け、そこから既存の道路側溝へ放流し、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象であり、事前協議完了届の提出がっております。

11番、飯盛町野中の田1筆、30㎡について、駐車場用地1台分とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定30年。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者ですが、現在自家用車を4台所有しておりますが、自宅敷地内には3台分しか駐車できるスペースしかなく、駐車場が不足したため、転用申請を行うものです。申請地ですが、造成を行わず現状のまま利用し、雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

12番、飯盛町中山の畑1筆、173㎡について、駐車場用地5台分とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者ですが、隣地において自動車販売業を営んでおり、従業員用の駐車場及び整備車両の駐車場として利用するものです。申請地ですが、造成を行わず現状のまま利用し、雨水は自然流下、隣接する農地はなく、本件における追加の資金はありません。

13番、飯盛町里の田及び畑3筆、計384㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は3筆のうち2筆については売買、1筆は贈与とするものです。農地の立地基準については出張所から概ね300m以内にある農地であるため第3種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水は水路へ、汚水等は下水道へ接続します。造成については盛土を最高0.34m、切土を最高0.49m施し、土砂の流出を防ぐため土留め工事を施します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

14番、高来町東平原の畑1筆、388㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については水道・下水道の2管が通る道路に接し、かつ500m以内に2つ以上の公共施設がある農地のため第3種農地に該当しております。申請者は市内で左官業を営んでおりますが、資材置場が不足しているため、転用申請を行うものです。申請地ですが、造成を行わず現状のまま利用し、雨水は自然流下、隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。

15番、高来町水ノ浦の畑1筆、853㎡について、貸資材置場用地とする転用

申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については農地全体の広がりがある第1種農地とされていますが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。譲受人ですが、市内で建築業を営んでおり、自身が代表取締役を務めております。本件は会社の資材置場が不足しているため、自身が転用し、会社へ貸し出すものです。本来は貸資材置場への転用は認められませんが、自身が役員を務める法人へ貸し出すものは例外的に転用が可能となっております。申請地ですが、造成を行わず現状のまま利用し、雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。なお、農用地区域からの除外決定が令和2年9月30日付でなされております。議案第3号については以上となっております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 3番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次の5番は、4番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番委員の退席を求めます。
- (4番委員退席)
- 議 長 次に、5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 5番について、何かご質問はありますか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 4番委員の入場を求めます。
- (4番委員・入場→着席)
- 議 長 次に、6番と7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。
- 委 員 7番・担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 6番と7番について、何かご質問はありますか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番と9番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。
- 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 8番と9番について、何かご質問はありますか。

議 長 「なし」と言う者あり
 ご質問がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と言う者あり
 ご異議がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番から13番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
 委員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
 委員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
 委員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 10番から13番について、何かご質問はありませんか。
 議 長 「なし」と言う者あり
 ご質問がないようですので、10番から13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と言う者あり
 ご異議がないようですので、10番から13番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、14番と15番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 14番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
 委員 15番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 14番と15番について、何かご質問はありませんか。
 議 長 「なし」と言う者あり
 ご質問がないようですので、14番と15番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と言う者あり
 ご異議がないようですので、14番と15番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
 (議案第4号) といたします。事務局から説明をお願いします。
 事 務 局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説

明いたします。

1番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,016㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

2番と3番は借受人が同一の案件です。

2番、有喜地区、天神町の農地1筆、2,674㎡、

3番、有喜地区、天神町の農地1筆、1,369㎡、計2筆4,043㎡を農業経営規模拡大を行うため貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

4番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、1,831㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

5番から9番は借受人が同一の案件です。

5番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,541㎡、

6番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、2,205㎡、

7番、飯盛地区、飯盛町後田、飯盛町上原の農地3筆、5,871㎡、

8番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、2,436㎡、

9番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、4,744㎡、計9筆16,797㎡を農業経営規模拡大を行うため貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、生姜の生産を主体に経営されています。

10番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、2,538㎡を、農業経営規模拡大を行うため、貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、イチゴの生産を主体に経営されています。

11番、高来地区、高来町溝口、高来町泉の農地2筆、2,637㎡を、農業経営を行うため、貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ニラの生産を主体に経営されています。

12番から18番は借受人が同一の案件です。

12番、高来地区、高来町溝口、高来町金崎の農地2筆、3,124㎡、

13番、高来地区、高来町金崎の農地3筆、5,131㎡、

14番、高来地区、高来町金崎の農地3筆、5,185㎡、

15番、高来地区、高来町金崎の農地3筆、4,168㎡、

16番、高来地区、高来町金崎の農地3筆、4,858㎡、

17番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、4,114㎡、

18番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、3,418㎡、

計18筆29,998㎡を、法人として新規に就農するため10月から5月までの期間借地契約として貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ブロッコリー、レタス、オクラの生産を主体に経営されています。

19番と20番は借受人が同一の案件です。

19番、小長井地区、小長井町小川原浦の農地2筆、2,433㎡、

20番、小長井地区、小長井町田原の農地1筆、2,587㎡、計3筆5,020㎡を農業経営規模拡大を行うため使用貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、野菜苗の生産を主体に経営されています。

21番、諫早地区、福田町の農地2筆、1,990㎡を、農業に精進するため、貸借にて耕作していた農地を購入する申出です。申出人は、ハウレンソウの生産を主体に経営されています。

以上、1番から21番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長 議案第4号の説明がありました。1番から18番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から18番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から18番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の19番と20番は、わたくし20番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議長を19番委員の会長職務代理者と交代し、退席いたします。

(20番委員退席)

議 長 議長を交代し、審議を再開します。議案第4号の19番と20番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、19番と20番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、19番と20番は、申出どおり許可することに決定いたします。

20番委員の入場を求め、議長を交替します。

(20番委員・入場→着席)

議 長 議長を交代し、審議を再開します。

議 長 次の21番は、4番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番委員の退席を求めます。

(4番委員退席)

議 長 21番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、21番は申出どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)
ご異議がないようですので、21番は申出どおり許可することに決定いたします。
4番委員の入場を求めます。

(4番委員・入場→着席)

(議案第4,5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の22番から49番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号の22番、小野地区、赤崎町の農地2筆、1,395㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の23番、小野地区、赤崎町の農地2筆、845㎡、

議案第4号の24番、小野地区、川内町の農地1筆、3,239㎡、

計4,084㎡を、議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の25番、長田地区、長田町の農地1筆、1,053㎡を、議案第5号の3番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の26番、森山地区、森山町慶師野の農地2筆、2,040㎡、

議案第4号の27番、森山地区、森山町本村の農地6筆、4,665㎡、

議案第4号の28番、森山地区、森山町本村の農地4筆、3,210㎡、

計9,915㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の29番、森山地区、森山町杉谷の農地15筆、11,616㎡、

議案第4号の30番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、892.14㎡、

議案第4号の31番、森山地区、森山町杉谷の農地13筆、8,704.04㎡、

議案第4号の32番、森山地区、森山町杉谷の農地8筆、3,573.17㎡、

議案第4号の33番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、3,470㎡、

議案第4号の34番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、4,804㎡、

議案第4号の35番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,120㎡、

議案第4号の36番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,156㎡、

議案第4号の37番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,213㎡、

計36,552.35㎡を、議案第5号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営

されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の38番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,163㎡を、議案第5号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関係します。

議案第4号の39番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、4,001㎡、
議案第4号の40番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、1,563㎡、
議案第4号の41番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,110㎡、
計6,674㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に関係します。

議案第4号の42番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,477㎡を、議案第5号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関係します。

議案第4号の43番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、3,681㎡を、議案第5号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関係します。

議案第4号の44番、森山地区、森山町杉谷の農地5筆、4,151㎡、
議案第4号の45番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,048㎡、
議案第4号の46番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、3,668㎡、
計9,867㎡を、議案第5号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理機構の活用と農業経営規模拡大に関係します。

議案第4号の47番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、3,364㎡を、議案第5号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に関係します。

議案第4号の48番、飯盛地区、飯盛町後田、飯盛町上原の農地3筆5,552㎡を、議案第5号の12番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に関係します。

議案第4号の49番、高来地区、高来町折山の農地2筆、1,742㎡を、議案第5号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ニガウリの生産を主体に経営されており、今回、権利の

設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第5号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆3,043㎡について、議案第5号の14番のとおり、配分を受けるものの変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、生姜の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年11か月となっています。

以上、第4号議案の22番から49番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から14番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第4号の22番から49番、また、議案第5号の1番から14番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の22番から49番を許可し、議案第5号の1番から14番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の22番から49番を許可し、議案第5号の1番から14番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を(議案第6号) 議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査をした結果、登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。真津山地区、小船越町の土地3筆について、農地から農地以外に変更が予定されています。内容については、畑から宅地への変更が2筆、畑から雑種地への変更が1筆となっております。いずれも市街化区域内の農地でありますので、農地転用する際には許可申請ではなく、届出に相当するものとなります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第6号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号の地籍調査事業による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号の地籍調査事業による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件」

(議案第7号) を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件」についてご説明いたします。意見の聴取につきましては、皆様方から8月から9月にかけて意見を提出いただき、取り纏めたものを市長へ提出することとなります。

1番の担い手への農地利用の集積・集約化の推進については、基盤整備が行われた地域では、担い手への集積が図られていることから、引き続き基盤整備事業の推進を求め、併せて、樹園地においても課題がありますので県内の先進事例を参考にしながら推進を求めるものです。また、旧干拓地などの水田地域における排水対策事業については、区域の拡大を求めるものです。

それから2番の耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進についてでございます。皆様が実施した利用状況調査の中で、農振農用地域内においても荒廃しているところが多く見られたということでしたので、農業振興地域整備計画の見直し等により守るべき農地の明確化を求めるものです。

それから3番の新規参入等に関する施策の推進についてということですが、新規就農者が将来の中心経営体となれるよう地域で支える取組みをお願いしたいということに記載しております。

それから4番のその他の項目で、有害鳥獣対策を毎年お願いしておりますけれども、予算拡充や施策の継続を求める内容となっております。以上簡単ですが説明を終わります。

議長
委員

議案第7号の説明がありました。何かご質問等はありませんか。

有害鳥獣対策についてですが、今年は特にイノシシの被害が多いです。何故かという長雨と豪雨の影響でメッシュの下が崩れてしまっていて、そこからイノシシが押し寄せてきております。関係機関と協議をしておりますけれども、なかなか予算がないようでございます。聞いたところによれば諫早市は鳥獣被害に対して年間1億2千万円ほど出しているという話を聞きます。イノシシ被害やカモ被害などありますが、どのような配分をしているのか分かれば聞いてみたいと思っております。

議長
事務局

事務局でわかりますか。

鳥獣の区分による割合は、ここではわかりませんので、次の総会で協議会の資料を配布するようにさせていただきます。

(「はい」と言う者あり)

議長
委員

ほかにございませんか。

補助事業でワイヤーメッシュを設置してきた訳ですが、老朽化や先ほど話がありましたように長雨の影響でイノシシが下から潜り込んで来るなどして、相当数が壊れています。これをどう修繕していくかとなった時に、土地改良区にもそんなに予算がある訳でないの、補修や更新にも何らかの予算措置ができないものかと言われております。厳しい財政状況とは思いますがそのあたりも今回の意見書の中に取り込んでいただければと思います。

委員

私は対策の委員をしておりますが、申請をすれば更新ができるようになっていきます。耐用年数はメッキしたものが14年で、その前の鉄製のものは12年、電柵は

8年ということですが。私も今年更新したところです。最近は鳥獣被害でいうと私の地区はミカンの生産地帯なものですからカラスが何百羽と押し寄せてきて果実をついばんでいくという行為があります。イノシシ被害はワイヤーメッシュである程度は防いでいるのですが、アナグマとハクビシンによる被害がかなりあっております。

議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 特にないようですので、議案第7号の農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書については、ご了承をお願いいたします。

議 長 次に、議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱の件」を議題といたします。
(議案第8号) 事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱の件」についてご説明いたします。

欠員となっていた森山地区の農地利用最適化推進委員について、農業委員会の承認を求めるものです。下記の者を農地利用最適化推進委員として委嘱をしたいと思います。委嘱する期間は令和2年11月1日から令和5年7月19日までです。提案の理由といたしましては、森山地区の農地利用最適化推進委員の欠員に伴う公募を行い、団体により推薦があった者について、農業委員会等に関する法律第17条の規定により委嘱することについて、農業委員会の承認を求めるということとでございます。経過を説明いたしますと、前推進委員がお亡くなりになった後、欠員を募集する手続きをとりまして、公募を行ったところ自治会からの推薦者が1名ありました。ほかの応募者はありませんでした。農業委員会等に関する法律第8条第4項に該当しないので、委嘱について承認を求めるとでございます。適格要件といたしましては、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑処せられ、その執行終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者という要件に該当する者は委員となることができないとなっております。なお、認定農業者でハウスでアスパラガスを作付けされております。以上で説明を終わります。

議 長 議案第8号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第8号の農地利用最適化推進委員の委嘱を承認することに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告をお願いします。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、諫早・真津山地区から1件、小野地区から1件、多良見地区から2件、飯盛地区から3件、高来地区から2件、合計10件の申出を受理しました。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

諫早地区から1件、長田地区から1件、森山地区から4件、高来地区から1件、

合計7件の通知が出ています。解約理由としましては、諫早地区の1件は売買するため、長田地区の1件と高来地区の1件は、耕作者を変更するため、森山地区の4件は農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、日の出町の畑2筆、計474.28㎡を住宅及び通路用地にする売買の届出です。

2番、小栗地区、鷺崎町の畑2筆、計552㎡を住宅用地にする売買の届出です。

3番、小栗地区、平山町の畑3筆、計1,217㎡を住宅用地にする売買の届出です。

4番、真津山地区、久山町の畑93㎡を駐車場用地にする売買の届出です。

5番、多良見地区、多良見町化屋の畑188㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第4号「農地改良等届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、本明町の農地210㎡について、田畑転換する届出です。隣地との間に段差が生じるため、田を畑に転換し、嵩上を行うことにより生産性を高めるものとなっております。工事後は大根、白菜等を作付する計画となっております。

2番、多良見地区、多良見町中里の農地603㎡のうち57㎡について、畑地嵩上をする届出です。隣地との間に段差が生じるため、田を畑に転換し、嵩上を行うことにより生産性を高めるものとなっております。工事後はトマト・カボチャ・ナス等を作付する計画となっております。

3番 森山地区、森山町唐比東の農地729㎡について、田畑転換する届出です。排水が悪く、水稻栽培が困難なため、田畑転換を行うものとなっております。工事後はレタスを作付する計画となっております。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、多良見地区、多良見町野副の畑312㎡のうち13.36㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

2番、高来地区、高来町溝口の畑480㎡のうち75.39㎡に農業用倉庫への進入路及び耕作道路を設置する届出です。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

多良見地区から1件の非農地通知申出書を受理いたしました。山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	9件。
議案第2号	農地法第4条許可	1件。
議案第3号	農地法第5条許可	15件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	49件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	14件。
議案第6号	地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件	1件。
議案第7号	農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書	1件。
議案第8号	農地利用最適化推進委員の委嘱の件	1件。

以上、審議件数は、全部で91件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございました。それでは、これもちまして、令和2年度諫早市農業委員会第8回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)